

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年6月4日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴うため。

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第 号）

伊丹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項中「20人」を「15人」に，「30人」を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み，保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは，当分の間，この条例による改正後の第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定は，適用しない。この場合において，この条例による改正前の第30条第2項，第32条第2項，第45条第2項及び第48条第2項の規定は，この条例の施行の日以後においても，なおその効力を有する。